



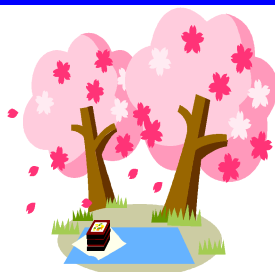
交通安全情報

～ ストップ・ザ・交通事故 ～

令和8年4月16日

道警函館方面本部

交通課



安全運転管理者等に

変更ありませんか?



安全運転管理者が異動や退職した場合、
選任した日から15日以内
に管轄警察署へ改任の届出が必要です。

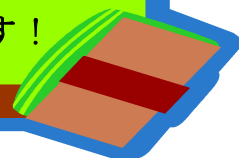


※事業所名等の変更は変更届出、車両台数が選任基準以下になった場合や事業所を閉鎖した場合は解任届出が必要です。

【改任の届出に必要なもの】

- 1 安全運転管理者等に関する届出書
- 2 履歴書
- 3 職務運転経歴証明書
- 4 住民票又は運転免許証の写し（両面）もしくは個人番号カードの写し（表面）
- 5 運転記録証明書

※1～3の様式は北海道警察のHPからダウンロード可能です！



安全運転管理者・副安全運転管理者は、
年度ごとに法定講習を受講しなければなりません。
円滑な受講のため、安全運転管理者に関する届出は
速やかに行いましょう！

～詳しくは、北海道警察のホームページにも掲載されています～